

## 議題 1

### 自転車走行環境整備ガイドライン部会(仮称)の設置について(案)

#### 1 設置の主旨

「京都・新自転車計画」の自転車走行環境の整備方針に基づき、整備を進めていくにあたり、自転車走行環境整備ガイドライン（仮称）を策定するため、京都市自転車等放置防止条例施行規則第14条に基づき、京都市自転車等駐車対策協議会の下部組織として、検討部会を設置する。

#### 2 検討内容

幹線道路及び細街路の自転車走行環境の整備を進めていくにあたり、自転車利用者だけではなく、歩行者や車に対しても、自転車がどこをどのように走るかが分かるように、道路上の路面表示のデザイン・色・大きさや交差点での処理方法など、統一的な基準を定めた整備ガイドラインを策定するための様々な意見を伺う。

#### 3 構成（案）

京都市自転車等駐車対策協議会委員、学識経験者、国土交通省、京都府警、市民代表、自動車関係団体などで構成予定。

#### 【参考】

##### 京都市自転車等放置防止条例施行規則第14条

##### (部会)

第14条 協議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。